



子ども・若者ケアラー支援に法的根拠 改正子ども・若者育成支援推進法が成立、施行されました

日本ケアラー連盟理事 中嶋圭子

2024年6月5日、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が可決・成立し、この中で、ヤングケアラー支援の強化と普及を図ることを目的として「子ども・若者育成支援推進法」が改正され6月12日施行されました。改正のきっかけは、議員立法でヤングケアラー支援法を作ろうという動き。それを受けて、子ども家庭庁の審議会で議論され、国会に改正案が提出されました。子ども・若者ケアラー支援が法的根拠をもつことになりました。

ヤングケアラー支援の強化に期待します

・ヤングケアラー(子ども・若者ケアラー)支援に法的根拠

改正子ども・若者育成支援推進法では、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」としてヤングケアラーが定義され、国・自治体等による子ども・若者支援の対象として明記されました。また、年齢を明記しないことで18歳以上にも切れ目のない支援を継続できるようになりました。

・「過度に」の意味

定義に「過度に」と表現されたことについて、「支援対象の解釈・範囲を狭めてしまうのではないかと懸念がありましたが、衆議院の質疑において、担当大臣から「『過度に』とは、一律にその範囲を定めるものでなく、一人ひとりの状況や受け止め等踏まえて、負担になっている状態や子どもの最善の利益の観点から個別に判断すべきもの。」との答弁を得ました。

すでにヤングケアラー・若者ケアラー支援に取り組んでいる現場では、要支援となる以前に、見守りや伴走、相談支援など、“過度な負担”に陥る前からの支援が当然のものと理解されています。今後取り組もうとする自治体や支援の現場で、支援の対象範囲が狭まることのないよう、対象の理解や支援のあり方などについて、丁寧な説明やフォローが求められます。

・自治体や関係専門分野での取り組み推進を

まだ多くの自治体で、本格的な取り組みは始まって

いません。先進的な自治体では、実態調査や広報啓発活動、ヤングケアラー・コーディネータの配置や専門の相談窓口の設置、さらに踏み込んで配食やヘルパー派遣などに取り組んでいます。

自治体において有効な支援策を実現するためには、都道府県と市区町村の役割分担、担当窓口や所管の明確化、国の補助事業の活用、支援人材の育成や研修など、基本的な取り組みや、相談窓口など具体的な支援体制の整備、アセスメントや支援計画など、実施体制づくりが重要になります。さらに多くの自治体での取り組みが期待されます。

同時に、福祉・介護・医療・教育など関係分野からのアプローチも期待されます。こども家庭庁は、法施行と同時に、自治体宛て、関係専門分野宛てに、6月12日付で事務連絡を发出しています。(こども家庭庁HPヤングケアラーのサイトに掲載)

この他にも、2022年度診療報酬改定で、「入退院加算」が追加され、「退院困難な要因を有する患者」にヤングケアラーとその家族が追加され、2024年度の介護報酬改定では、ケアマネージャー対象に、ヤングケアラーの取り組み状況(2023年度)

	実態調査実施状況	相談窓口等の整備状況
市区町村	367 (1,741市町村中)	5.8%
都道府県	45 (47都道府県中)	57.4%

(こども家庭庁資料より引用)



グケアラーなどに関する研修を実施した場合、「特定事業所加算」が追加されることになりました。

今後の課題

・若者ケアラーへの支援施策の確立

今まで、「学校から仕事へ」の移行のルールに乗れない若者ケアラーなど困難を抱えた若者は制度のはざまに陥り、十分な支援が届いてきませんでした。この機に、若者への支援施策、とりわけ若者ケアラー支援のあり方について、早急な検討が求められます。

・子ども・若者から全世代のケアラー支援へ

子ども・若者ケアラーへの支援が法に根拠づけら

れたことは大きな前進です。同時に、ケアラーは全世代で多様です。

少子高齢化がすすみ、ケアを必要とする人が増加する一方、在宅介護に頼る政策動向の中で、ケア負担はますます個人や家族に及んでいます。諸外国においては、支援の対象を要介護者及びケアラーとし、ケアストレスや社会的孤立に陥らないよう社会的にサポートしています。

日本においても、ケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活が営めるよう、ケアラー支援の理念を明記し、ケアラーを横断的包括的に支援するための社会的しくみをつくるため「ケアラー支援推進法（仮称）」制定が喫緊の課題と考えます。

ワーキングケアラー支援に向けて

自民党ケアラー議員連盟第10回総会に参加、ワーキングケアラー支援の課題を提起しました

2024年6月18日（木）衆議院第一議員会館において自民党ケアラー議員連盟（以下、議連）第10回総会が開催され、議員（代理含む）17名、日本ケアラー連盟関係18名が参加しました。ワーキングケアラーの実態や支援のあり方などをテーマに、課題を出し合い議論する総会となりました。

●ワーキングケアラーのマインドセットを

田村憲久議連会長は、冒頭「6月5日に改正子ども・若者育成支援推進法が成立したが、議連としては、ケアラー全体の支援を考えるのが役割だ」とし、ワーキングケアラー支援の動きについても、受け止めていきたいと挨拶されました。

最初に、ワーキングケアラーをサポートする立場から、「NPO法人となりのかいご」代表川内潤氏から「ワーキングケアラーの課題」と題し問題提起を受けました。川内氏は、介護現場での経験を活かし、企

業内介護セミナー講師や仕事と介護の両立に関する個別相談、情報発信などに取り組んでいます。これらの活動を通して、「仕事と介護の両立には、家族介護に関する誤解がある」と指摘、企業に申し出ることなく仕事に影響が出るぎりぎりまで抱え込み、企業は申し出がなければニーズなしと判断。休暇も直接介護のために利用してしまい、企業が無期限のテレワークを認めても、離職の促進につながるだけ。「直接介護するのが親孝行」と思い込んでしまう傾向があるが、「家族介護のマインドセットを前提にしなければ離職を促進するだけ」と強調。「家族介護のマインドセット」とは、仕事と介護を天秤にかけないで、早期から専門職や会社の担当者に相談し、専門職や家族と役割分担し、「プロ」に積極的に頼り、抱えこまないことが重要。「不安や悩みを誰かに話し整理していくこと」、「話しやすく相談しやすい環境づくりが大切」だと提起しました。



手前より、ワーキングケアラー政策について報告する山口麻衣理事、牧野史子代表理事、田村憲久議連会長、橋本岳議連幹事長、野中厚議連事務局長

●介護離職防止に向けた企業の取り組み

次に、両立支援を推進する立場から、大成建設



(株) 人事部人材いきいき推進課室長の北迫泰行氏より、企業内の各種支援制度と、取り組みについて報告と提起がされました。

大成建設では、さまざまな両立支援制度を整備し、「事前の心構え」や「お互い様意識の醸成」に尽力し、介護セミナーやケアマネージャー相談シートなどの作成・周知に取り組んでこられたとのこと。「介護サポートプログラム」は、介護が始まった時に慌てるのではなく、介護の段階に応じて何をすべきかを理解し、仕事と介護の両立、離職防止に取り組むこと。これらの取り組みを通して、「介護離職防止のポイント」として、社員（介護者）が一人で抱え込み、精神的・身体的に疲弊しないようにするため、①職場に介護をしていることを伝える、②ケアマネージャーと打ち合わせの際、自分の働き方も伝える、③介護サービスや会社の制度を利用し、自分の時間を確保する。これらのために、管理職や同僚の介護への理解を高めるなど、職場環境づくりが重要とのこと。介護は、直面するまで自分事として意識されない傾向があるため、企業ぐるみで理解を進めることが肝要と

提起されました。

●ワーキングケアラー支援施策のための政策提言

日本ケアラー連盟は、ワーキングケアラー調査（「ワーキングケアラーの就業継続に関する実態調査」下記3～4ページ参照）を踏まえて、政策提言を行いました。

①多くのワーキングケアラーが心身の健康を害し不安を感じており、これに向き合う施策が必要。②調査は、大企業、正社員、親の介護に片寄りがちだが、中小企業や非正規、障害者ケアラーなどにも広げていくべき。③いったん離職すると仕事復帰が困難になり、生活保障がない。再雇用制度やポストケアラーへの就労支援・経済的支援が必要。こうしたケアラーを支えていくためには、総合的なケアラー支援推進法（仮称）により、包括的、数合的な社会的支援のしくみづくりが必要と提言しました。（事務局）

*ワーキングケアラー：経済産業省が用いた「ビジネスケアラー」という名称は、正社員、ホワイトカラー等を想起させるため、日本ケアラー連盟では、中小企業、非正規等を含むすべての働くケアラーとして「ワーキングケアラー」という名称を用いています。

ワーキングケアラーの実情と課題

～「ワーキングケアラーの就業継続に関する実態調査」から～

日本ケアラー連盟理事 山口麻衣

ワーキングケアラーが不安を抱えながら仕事と介護を引き受け、心身ともに限界状態である実態が調査結果から見えてきました。(1)介護など家族的ケア責任を担っていても、職業生活を全うしうる労働環境の整備、(2)介護を必要とする人への支援施策の一層の拡充、(3)ワーキングケアラーの健康で文化的な生活支援のためのケアラー本人への支援策拡充、が必要です。

昨年(2023年)、日本ケアラー連盟はNPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジンと協働で「ワーキングケアラーの就業継続に関する実態調査」を実施しました(協賛:バイエル薬品株式会社)。

40代50代の親を介護する従業員300名以上の企業で働く正社員300人(うち主介護者183名)を対象としたWEB調査で得られた主な知見は以下のとおりです。

①ワーキングケアラーの基本的属性は多様です。「性別」「介護役割」「配偶者(パートナー)の有無」「同

居・別居」を指標に類型化して分析すると、「中心モデル」不在で分散しています。

②離職も転職も経験なしという人が約7割。就業継続理由は、「経済的な必要性(辞められない)」が約4割でした。

③1日あたり4時間以上介護しているケアラーは、勤務日で4人に1人以上、休日は半数以上で、休日がケアラーの休息にならない実態が明らか。

④ワーキングケアラーの約9割が「不安」を感じながら働いています。親と同居のシングル女性では「非常に



不安と限界」と答えた人が半数いました。

⑤介護をしながら就業を続けていくうえでの不安は、「自身の心身の健康を害する」が5割弱で最も多く、特にシングル女性の場合は7割弱でした。

調査結果から、現行制度が仕事と介護の両立支援という課題に十分に機能していないことが伺えます。

以下の3つ政策課題への対応が必要です。

(1) 介護など家族的ケア責任を担っても、職業生活を全うする労働環境の整備

「介護準備期間」として設計された介護休業法理念の更新も含めて、実際の労働現場で機能する実効性のある包括的両立支援制度の構築が必要不可欠です。

(2) 介護を必要とする人への支援施策の一層の拡充 介護の必要な人への介護保険制度などの脆弱性

が、ワーキングケアラーの負担を大きくしています。要介護者本人が、家族等の支援を当てにせずとも一人でも安心して暮らしを維持できる社会の介護体制の構築こそ、ワーキングケアラー支援の前提条件であり、「仕事と介護の両立」可能な社会への一里塚です。

(3) ワーキングケアラーの健康で文化的な生活支援のためのケアラー本人への支援策拡充

仕事と介護の両立を担うワーキングケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、ワーキングケアラー本人への固有の支援が必要です。自由回答や、あわせて実施したインタビュー調査からも両立の大変さが伝わります。

本報告書は日本ケアラー連盟のホームページからダウンロードできます。

2024年度定時総会を開催しました

6月30日(日)、2024年度日本ケアラー連盟定時総会をリモート形式で開催しました(出席25名、書面評決提出35名)。司会を松澤明美理事、議長を湯原悦子代表理事が務め、すべての議案が満場異議なく原案通り承認されました。

総会終了後、短い時間ではありましたが、自己紹介やミニ勉強会(ワーキングケアラー支援のための政策提言、子ども・若者育成支援推進法改正におけるヤングケアラー法制化)を行いました。

(代表理事 堀越栄子)

30自治体でケアラー支援条例を制定

2024年7月末現在、30自治体でケアラー支援に関する条例が公布されています。うち、7道府県、1政令市、22市町村。議員提案7、首長提案23。ケアラー支援22、ヤングケアラー支援6、子ども・若者ケアラー支援2。秋以降、条例制定を予定している自治体も複数あります。

近年、ヤングケアラーを対象とした支援条例が増加していますが、全世代のケアラー支援を土台にした包括的な条例と支援の展開が有効であると考えます。

(代表理事 堀越栄子)

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには

一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同してくださる方(個人)は、どなたでも申し込みできます(会員は法的には「社員」と呼ばれます)。

〈年会費〉正会員(社員)：5,000円/年 *総会の議決権があります。

応援会員(個人)：1口 2,000円/年

応援会員(団体)：1口 10,000円/年

〈定款〉 <https://carersjapan.com/about/teikan/>

〈入会申込み〉 FAX (またはEメール)でお申し込みください。

<https://carersjapan.com/supportus/>

★FAX 03-6809-1093

★Eメール info@carersjapan.com

●寄付をするには

一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄付により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄付いただけます。マンスリー寄付は、月500円から受け付けています(HPをご覧ください)。

〈寄付申込み〉 FAX (またはEメール)でお申し込みください。

<https://carersjapan.com/supportus/>

【会費・寄付金入金先】

郵便振替 口座番号：00100-9-789904

加入者名：一般社団法人日本ケアラー連盟

銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号：2958743

(普通)口座名：一般社団法人日本ケアラー連盟